

議案書

平成 27 年 6 月

第 2 回 定例会

松山市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 1	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求ることについて		1
2	松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求ることについて		9
議案 6 1	平成27年度松山市一般会計補正予算（第1号）		11
6 2	平成27年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）		19
6 3	松山市職員の再任用に関する条例の一部改正について		23
6 4	松山市市税賦課徴収条例等の一部改正について		25
6 5	松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		37
6 6	松山市港湾施設使用条例の一部改正について		39
6 7	松山市屋外広告物条例の一部改正について		41
6 8	松山市特定ホテル建築規制条例の制定について		43
6 9	工事請負契約の変更について（余土中学校校舎棟移転新築主体工事）		49
7 0	工事請負契約の変更について（余土中学校屋内運動場移転新築主体工事）		51
7 1	工事請負契約の変更について（余土中学校武道場・プール棟移転新築主体工事）		53
7 2	市道路線の認定及び廃止について		55

(後送予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	副市長の選任に関し同意を求ることについて		

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	固定資産評価員の選任に関し同意を求ることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

承認第1号

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3
項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報
告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参考)

地方自治法（抄）

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第10号

平成27年3月31日

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分について
松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第
179条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(松山市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正す
る。

第25条第2項の表第1号才中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項
第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法
に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純
資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に改め、「この表」の
次に「及び第4項」を加え、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の
額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合におけ
る第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資
本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第33条の6第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改め
る。

第33条の8第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に
改める。

附則第7条の4の4の次に次の2条を加える。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第7条の4の5 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「
申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第27条の7第1項及び第2項の規
定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条の2第3項の

規定による申告書の提出（第29条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講じるものとする。

第7条の4の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第8条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から

平成29年度まで」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の2第5項中「第15条第37項」を「第15条第39項」に改め、同条第6項中「第15条第38項」を「第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第14条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第14条の2 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

（松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち松山市市税賦課徴収条例第41条の3及び第41条の6の改正規定中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第1条中松山市市税賦課徴収条例附則第14条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第14条の2第3項中「第30条第3項第1号」を「第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第30条第2項第1号」を「第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第30条第1項第1号」を「第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第70条の規定の適用について

は、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

付則第1条第3号中「第70条の改正規定」を「第70条第2号アの改正規定（「2, 400円」を「3, 600円」に改める部分を除く。）」に、「付則第4条」を「付則第4条第1項」に改め、同条第4号中「及び第35条第1項の改正規定並びに附則第14条の次に1条を加える」を「、第35条第1項及び第70条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「2, 400円」を「3, 600円」に改める部分に限る。）」、同号イ及び同条第3号並びに附則第14条の2の」に、「付則第5条」を「付則第4条第2項、第5条」に改める。

付則第4条中「第70条」を「第70条第2号ア（「2, 400円」を「3, 600円」に改める部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第70条第1号、第2号ア（「2, 400円」を「3, 600円」に改める部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付則第6条の表中「第14条の2」を「第14条の2第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例付則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第7条の4の5の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

2 新条例附則第7条の4の6の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第14条の2の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(専決処分理由)

地方税法等の改正に伴い、二輪車等に係る軽自動車税の税率の引上げを延期すること等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

承認第2号

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第13号

平成27年4月22日

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定める専決処分について
松山市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第179
条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市介護保険条例の一部を改正する条例

松山市介護保険条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度
から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,
580円とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料
について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（専決処分理由）

介護保険法施行令の改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者に係る介護保険料を減額
することについて緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分
を行う。

平成27年度松山市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度松山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めることによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,985,081千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,81,385,081千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更是、「第3表地方債補正」による。

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		62,000,000 千円	400,000 千円	62,400,000 千円
11 地方交付税	1 市民税	27,748,000	400,000	28,148,000
	1 地方交付税	21,000,000	154,000	21,154,000
13 分担金及び負担金		21,000,000	154,000	21,154,000
	1 分担金	1,470,247	3,182	1,473,429
15 国庫支出金		18,122	3,182	21,304
	2 国庫補助金	38,025,620	628,175	38,653,795
16 県支出金		6,953,720	628,175	7,581,895
	2 県補助金	10,757,791	384,430	11,142,221
19 繰入金		2,298,576	384,430	2,683,006
	1 基金繰入金	16,170,031	32,160	16,202,191
21 諸収入		16,170,031	32,160	16,202,191
	4 雑入	4,441,965	105,134	4,547,099
22 市債		1,782,765	105,134	1,887,899
	1 市債	12,583,200	278,000	12,861,200
歳 入 合 計		12,583,200	278,000	12,861,200
		179,400,000	1,985,081	181,385,081

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,726,142 千円	102,120 千円	15,828,262 千円
1 総務管理費	12,577,069	102,120	12,679,189	
3 民生費	82,979,733	627,400	83,607,133	
1 社会福祉費	33,786,374	235,763	34,022,137	
2 児童福祉費	25,509,575	391,637	25,901,212	
4 衛生費	14,828,159	2,000	14,830,159	
1 保健衛生費	2,667,616	2,000	2,669,616	
3 清掃費	6,859,647	0	6,859,647	
6 農林水産業費	1,977,103	375,441	2,352,544	
2 農業土木費	500,495	273,476	773,971	
3 林業費	89,599	40,186	129,785	
4 水産業費	617,226	61,779	679,005	
7 商工費	4,988,795	48,561	5,037,356	
1 商工費	3,836,069	48,561	3,884,630	
8 土木費	17,615,758	719,850	18,335,608	
2 道路橋梁費	3,117,757	75,000	3,192,757	
3 河川費	979,232	73,100	1,052,332	
4 港湾費	256,546	141,825	398,371	
5 都市計画費	10,009,838	250,950	10,260,788	

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消防費	6 住宅費	1,138,469 千円	178,975 千円	1,317,444 千円
	1 消防費	5,063,732	35,160	5,098,892
10 教育費	2 小学校費	5,063,732	35,160	5,098,892
	5 社会教育費	18,408,995	74,549	18,483,544
	歳 出 合 計	179,400,000	1,985,081	181,385,081

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事項	期間	限度額
松山南学校給食共同調理場給食業務委託	平成27年度～平成32年度	784,100 千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産施設整備事業	50,000千円	1 借入先 財務省、地方公共団体金融機関その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 3 借入時期 平成27年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。	年10%以内 (ただし、利見直し方式で借り入れる政府地方金及び地方公共団体資金等に、利均等償還、償還期限の短縮又は低利償に借換えすることができる。)	1 債還期限 40年以内(内据置5年以内) 2 債還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等償還、償還期限の短縮又は低利償に借換えすることができる。 3 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件によることがあることは、その融通条件によることがある。

2 変更

起債の目的	限 度 領	起債の方法	補 正 前			補 正 後		
			限 度	利 率	償 還 の 方 法	限 度	起債の方法	利 率
河川等改修事業	千円	1 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。	年10%以内	1 偿還期限 40年以内(内割置 5年以内)	(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政財團 金及び地 方公金及 び團體資 金融機構 等に て、利 率を 見直し た後 に おいては、 当該見直し 後の利 率。)	60,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ
港湾等建設事業 公営住宅建設事業	20,000 220,000	3 借入時期 平成27年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越しがれすることができる。	20,000	年10%以内	2 偿還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均 償還する。ただし に応じ繰上償 又は低利 期限の償 債に借換 できる。	220,000	3 財務省、地方公共団体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることができる。	150,000 290,000

平成27年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めることによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳出それぞれ368,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

1,145,550千円とする。

2 嶸入歳出予算の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出

予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市道後温泉事業特別会計）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		530,880 千円	67 千円	530,947 千円
1 使用料		524,400	67	524,467
5 国庫支出金		0	172,583	172,583
1 国車補助金		0	172,583	172,583
6 市債		0	195,400	195,400
1 市債		0	195,400	195,400
歳入	合計	777,500	368,050	1,145,550

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		771,241 千円	368,050 千円	1,139,291 千円
1 温泉事業費		771,241	368,050	1,139,291
歳出	合計	777,500	368,050	1,145,550

第2表 債務負担行為補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

事項	期間	限度額
椿の湯施設設備事業	平成27年度～平成29年度	1,100,000 千円

第3表 地方債補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
温泉施設整備事業	千円 200,000	1 借入先 財務省、地方公共団体 金融機関その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 平成27年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年10% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資金 金及び地方公 共団体資金 融機関等につ いて、利率の 見直しを行つた後 においては、 当該見直し 後の利率。)	1 債還期限 40年以内(内据置5年以内) 2 債還額及び財源 利均等償還する。ただし必要に応じ 繰上償還、償還期限の短縮又は低利 債に借換えすることができる。 3 財務省、地方公共団体金融機構 その他の借入れる場合において 前各号の償還の方法が借入の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。

議案第63号

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

松山市職員の再任用に関する条例の一部改正について

松山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

松山市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員等共済組合法等の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第64号

平成27年6月12日提出

松山市長 野志克仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(松山市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「，及び」を「及び」に改め，同条第3号中「，納税者」を「納税者」に，「又は名称」を「（法人にあつては，事務所又は事業所の所在地，名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては，事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め，同条第4号中「，徴収金」を「徴収金」に，「市が」を「，市が」に，「特別徴収義務者」を「特別徴収義務者」に，「又は名称」を「（法人にあつては，事務所又は事業所の所在地，名称及び法人番号）」に改める。

第29条の2第7項各号列記以外の部分中「または」を「又は」に，「以後」を「から起算して」に，「および」を「及び」に改め，同項第1号中「および」を「及び」に，「または」を「又は」に改め，同項第2号中「または」を「又は」に改め，同項第3号中「または」を「又は」に，「および設立設置した」を「，法人番号及び設立又は設置の」に改め，同項第4号中「みとめる」を「認める」に改める。

第29条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第34条第2項中第2号を第3号とし，第1号を第2号とし，同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称，住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) 又は法人番号

第45条第1項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第45条の2第1項第1号中「および氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同項第5号中「および」を「及び」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第55条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「所有者」を「ものの所有者」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第58条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第59条第1項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同項第2号及び第3号中「および」を「及び」に改める。

第75条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第76条第2項中「本項」を「この項」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第128条の3第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第3号中「もの。」を「もの」に改め、同条第2項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同項第2号中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同項第3号中「および」を「及び」に改める。

第157条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第3条の6の4第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第12条の3中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第13条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第15条を次のように改める。

第15条 削除

（松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち松山市市税賦課徴収条例第17条第2項の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

（国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル業の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第3条 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル業の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「もの」を「者」に、「取消」を「取消し」に、「又同様」を「同様」に改め、同条第1号中「氏名及び」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中松山市市税賦課徴収条例附則第3条の6の4第1項の改正規定及び第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中松山市市税賦課徴収条例附則第13条第1項及び第15条の改正規定並びに付則第5条の規定 平成28年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第29条の2第7項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同項の規定による申告について適用し、施行日前に行われる第1条の規定による改正前の松山市市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

2 新条例第34条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する申請書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第45条第1項第1号、第45条の2第1項第1号及び第2項第1号、第55条第2項第1号、第58条第1項第1号、第59条第1項第1号並びに附則第12条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第3条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル業の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（以下この条において「新不均一課税条例」という。）第3条第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第45条第1項、第45条

の2第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第55条第2項に規定する申請書若しくは新条例第58条第1項、第59条第1項及び附則第12条の3各項に規定する申告書又は施行日以後に行われる新不均一課税条例第3条の規定による申告について適用し、施行日前に提出した旧条例第45条第1項、第45条の2第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第55条第2項に規定する申請書若しくは旧条例第58条第1項、第59条第1項及び附則第12条の3各項に規定する申告書又は施行日前に行われた第3条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル業の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例第3条の規定による申告については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第75条第2項第2号及び第76条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第75条第2項並びに第76条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第75条第2項並びに第76条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第15条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第81条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第84条第1項から第4項までの規定の

適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第84条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第84条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第84条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第84条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第78条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28

年5月2日までに市長に提出しなければならない。

- 6 前項の規定による申告書を出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するものほか、新条例第13条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条各号列記以外の部分	第84条第1項若しくは第2項	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第1号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）付則第5条第6項
第13条第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例付則第5条第5項
第13条第3号	第33条の6第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。），第84条第1項若しくは第2項の申告書，第128条第1項の申告書又は第167条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限
第84条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第84条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第5条第6項
第86条の2第1項	第84条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例付則第5条第5項 同項
第87条第2項	第84条第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第85条の規定に準じて、同条の規定に

よる当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第84条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	前3項	同項、第5項及び前項
第7項の表第13条各号列記以外の部分の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第13条第2号の項	付則第5条第5項	付則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第13条第3号の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第84条第4項	附則第20条第4項	附則第20条第10項に

項の項		おいて準用する同条第4項
第7項の表第84条第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第86条の2第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第87条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

1 1 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	前3項	同項、第5項及び前項
第7項の表第13条各号列記以外の部分の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第13条第2号の項	付則第5条第5項	付則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第13条第3号の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第84条第4項の項	附則第20条第4項	付則第20条第12項において準用する同条第4

		項
第7項の表第84条第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第86条の2第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第87条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	前3項	同項、第5項及び前項
第7項の表第13条各号列記以外の部分の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第13条第2号の項	付則第5条第5項	付則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第13条第3号の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第84条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項

第7項の表第84条第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第86条の2第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第87条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第128条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第128条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第157条の規定は、施行日以後に行われる同条の規定による申告について適用し、施行日前に行われた旧条例第157条の規定による申告については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、個人住民税に係る住宅ローン控除の適用期限を延長するとともに、市たばこ税に係る旧3級品の特例税率の廃止等を行うため、本案を提出する。

